



平成 30 年 11 月 21 日  
海上保安庁

## 世界中の海上保安機関が東京に集結

～人材育成や情報ネットワーク構築により、平和な海を目指して～

海上保安庁及び日本財団は、世界をつなぐ海の平和と安全を目指し、世界65の国及び国際機関等から海上保安機関の実務者が一堂に会する「世界海上保安機関実務者会合」を11月27日から29日までの間、共催します。

- この会合は、昨年開催された海上保安機関長官級会合で取りまとめた議長総括（別紙1）において、実務者レベルの会合を開催することが決定したことを受け、開催するものです。
- 会合には、アメリカ合衆国、ロシア連邦、大韓民国といった日本周辺の家国をはじめとして、世界から計57カ国が参加するほか、国際海事機関（IMO）や国連薬物犯罪事務所（UNODC）など、8国際機関等も参加します。
- 「情報共有手法の検討」、「海上保安国際人材育成」、「会合運営ルールの策定」の3つのテーマについて議論し、本会合の枠組みを確立させ、世界的な枠組みでの人材育成や情報共有手法などについて、具体的な方向性が見出され、新たな枠組みがさらに発展することが期待されます



昨年開催した世界海上保安機関長官級会合の様子

## 世界海上保安機関長官級会合議長総括

2017年9月14日、於東京

1. アジア、オセアニア、アメリカ、ヨーロッパ、アフリカ及び他の地域の海上保安機関及び海上保安機能を有する機関（以後：海上保安機関等と称す）の長は、2017年9月14日に東京で開催された世界海上保安長官級会合に出席した。本会合の議長は日本国海上保安庁、中島敏長官が務めた。
2. 海上保安機関等の長は、海洋の安全及び平和そして美しい海洋環境は、国際社会の幸福と繁栄に不可欠なものと認識した。
3. 海上保安機関等の長は、海上の安全の確保、遭難と災害対応の準備、海洋環境保全、そして国際海洋法のもと海洋における法の支配に基づいた、海洋の秩序を保つことは世界中の人々が安心して海を利用し様々な恩恵を享受するための不可欠な基盤であることを再確認した。
4. 海上保安機関等の長は、近年の環境変化がより深刻な災害をもたらし、また航行環境にも影響を与える可能性があることを憂慮した。
5. 海上保安機関等の長は、過激主義や急進主義がみられるような社会環境の変化、またその結果として海上におけるテロや犯罪の脅威についても憂慮した。
6. 海上保安機関等の長は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）に含まれる世界的な人口の増加、気候変化、環境に対する影響、過剰漁業、IUU 漁業及び破壊的な漁業慣行、食料安全保障、組織犯罪による社会的な不安定、過激派による暴力行使、難民の流入による不安定といった、今日世界が直面する課題に広く対応するものであることを認識した。
7. 海上保安機関等の長は、地球規模の変化及び、これに起因する事案において、the first responders and front-line actors である海上保安機関等の役割の重要性の高まりについて意識した。
8. 海上保安機関等の長は、世界の海上保安機関等の間における既存の地域枠組みを越えた連携の強化や対話を拡大することの重要性、また、世界が直面している課題を克服するための世界中の地域の知恵と専門的技術そして知識を結集することの重要性を確認した。

9. 今後、海上保安機関等の長は、下記にあげる具体的な方策により、海上の安全、海上のセキュリティ及び環境保護の対策を継続するという決意を再確認した。

1) 大規模海洋汚染や自然災害、海難事故への緊急対応など各地域、各国における先進的な成功事例や経験を共有していく。

2) 新たな技術を活用した海上犯罪対策など各地域、各国における先進的な成功事例や経験を共有していくこと。

3) 海上保安機関等の教育及び訓練において各地域、各国における先進的な成功事例や経験を共有していくこと。

4) 世界的に Coast Guard として共通の行動理念の理解を深めつつ、それに基づく人材育成システムの構築や地域間協力及び国際協力のあり方を検討していくこと。

10. 海上保安機関等の長は、海上保安機関等のさらなる対話と協力の場として世界的な海上保安機関の会合が必要であることを考慮する。

11. それゆえ、海上保安機関等の長は、この新たな協力枠組みのさらなる発展のために、目的、管理規則及び会議運営等について議論するための実務者レベルでの会合を開催することを決定している。

12. この総括は、参加した海上保安機関等の長の全般的な支持を受けて世界海上保安長官級会合の議長によって作成された。